

鹿児島県
高病原性鳥インフルエンザ等
防疫対策マニュアル
参考資料（様式編）



令和 8 年 9 月

鹿児島県農政部家畜防疫対策課

目次

【様式編】

（別記様式 1）異常家きん等の届出を受けた際の報告	1
（別記様式 2－1）異常家きんの症状等に関する報告	2
（別記様式 2－2）異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告	3
疫学調査票	4
事前準備チェック表	6
鳥インフルエンザ初動防疫事前調査票	9
農場概要図	11
（別記様式 3）病性鑑定依頼書	12
（別記様式 4）プレスリリース	13
（別記様式 5）と殺指示書	15
制限の対象外に関する協議書【（対象物の移動の制限）農場等→家保】	16
制限の対象外に関する協議書【（対象物の移動の制限）県家防課→国】	18
（別記様式 6）移動制限除外証明書	19
制限の対象外に関する協議書【（開催等の制限）施設等→家保】	20
（別記様式 9）制限の対象外に関する協議書【（開催等の制限）県家防課→国】	21
開催等の制限除外証明書	22
道路占用許可申請書	23
道路使用許可申請書	24
車両消毒記録表	27
車両消毒済証明書	28
（別記様式 7）鳥インフルエンザ予防液受領書	29
（別記様式 8）鳥インフルエンザ予防液使用報告書	30
輸送申告書兼チェックリスト（JAL）	31

(別記様式1) 異常家きん等の届出を受けた際の報告

(別記様式1)

異常家きん等の届出を受けた際の報告

鹿児島県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)
- 3 異常家きん等の所在場所
住 所： (電話番号：)
農 場 名：
所有者氏名：
従業員数：
- 4 当該施設に関する情報
飼養家きんの用途：
肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏 (肉用・採卵用) / その他 ()
飼養形態：
ケージ飼い / 平飼い / その他 ()
飼養総羽数：
() 羽
家きん舎数及びその構造：
総数： () 舎
(うちウインドレス () 舎、開放 () 舎、その他 () 舎)
- 5 届出事項
異状確認の日時、確認者：
異常家きんを確認した家きん舎 (飼養羽数とその構造 (複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))：
異常家きんの羽数、週齢：
主な症状 (稟告)：
異常家きんの家きん舎内の分布状況：
既に実施済の検査の有無： 有 / 無
(「有」の場合その結果 (実施者、検査キット名、検体数、様性数等)：)
過去 21 日間の平均死亡羽数と直近 3 日間程度の死亡羽数の推移 (農場全体、家きん舎別)：
- 6 既に講じた措置：
- 7 その他関連事項 (疫学情報など)：
- 8 届出者への指示事項：
- 9 届出受理者氏名：
- 10 処置
(1) 通報 (時刻)
所長： 都道府県畜産主務課：
(2) 現地調査
氏名： 出 発 時 刻：

(別記様式 2 - 1) 異常家きんの症状等に関する報告

(別記様式 2 - 1)

異常家きんの症状等に関する報告

都 道 府 県：鹿児島県
家畜保健衛生所：〇〇家畜保健衛生所
担 当：

1 現地調査（立入検査）

年 月 日 時

※以下の 2、3 については、様式 1 で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

家きん舎数：

構造：開放、ウインドレス、その他（ ）

飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）

（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病原の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：（うち死亡羽数： 羽）
備考（管理質疑、誘導換羽の有無等）			

(2) 死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

（別記様式 2－2）異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

（別記様式 2－2）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都 道 府 県：鹿児島県

家畜保健衛生所：〇〇家畜保健衛生所

担 当：

- 1 疫学情報（判明次第追記すること。）
 - （1）飼養者が過去 7 日間に直接の飼養管理を行った他農場
 - （2）家きんの導入又は搬出（過去 21 日間）
 - （3）人・車両の出入り及び巡回範囲（過去 21 日間）
 - （4）家きん糞・堆肥の処理・搬出
 - （5）死亡家きんの処理・搬出
 - （6）種鶏の搬出先（過去 21 日間）
 - （7）その他
- 2 農場への指示事項
- 3 検査材料の採取（検体数）
気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）
- 4 その他参考となる情報
 - （1）ND ワクチン接種歴、ND ワクチンの種類
 - （2）焼却場所、埋却地の確保状況
 - （3）周辺農場戸数、羽数（3 km、10km）
- 5 今後の検査スケジュール
遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイム PCR 検査）結果判明予定日時：
血清抗体検査結果判明予定日時：
ウイルス分離検査結果判明予定日時：
- 6 備考

疫学調査票

疫学調査票（過去 21 日間）

調査年月日	年 月 日	調査者	
農 場 名			
管 理 者			
従 業 員	名 ※自宅等で家きん類を飼養している人（有・無）		
家きんの移動	出荷先：		（連絡先）
	運送業者：		（連絡先）
	日時		
	導入元：		（連絡先）
家きん卵の出荷	運送業者：		（連絡先）
	日時：		
	購入元：		（連絡先）
	運送業者：		（連絡先）
飼料運搬車	日時：		
	購入元：		（連絡先）
敷料運搬車	運送業者：		（連絡先）
	日時：		
排せつ物処理状況 （日時、運搬車 両、搬出先等）			
死亡家きん処理状況 （日時、運搬車 両、搬出先等）			
異常家きんの 経緯	日 時	症状、家きん舎、死亡羽数等	

獣医師・指導員 の出入り	日 時	立入範囲	連絡先
生産者・従業員 の出入り	日 時	立入範囲	連絡先
業者（修理、郵便、電話、ガス等）、 その他（来客等）の出入り	日 時	立入範囲	連絡先
海外渡航歴			
他農場との 器具機材等の 共有	日 時	立入範囲	連絡先
周辺状況 （河川・ため池、 野生動物、周辺 農場等）			

事前準備チェック表

〔農場立入時点での事前準備チェック表〕

チェック	作 業 内 容
☐ ☐ ☐ ☐	発生地（農場等）の概要 1 所在地の確認 2 場内家きん舎配置の確認 3 埋却地の有無、所有していた場合その面積、立地条件等 4 その他（ ）
☐ ☐	制限予定区域の設定 移動制限区域の設定 制限区域の境界の明瞭化 市町村などの行政単位、道路、河川、鉄道などの確認 その他（ ）
☐ ☐	農場リストの作成 周辺農場リストの作成 移動制限区域内の農場 その他（ ）

〔家畜防疫員が現場に携行する用具〕

1	農場立入用衣類 ☐ 長靴 ☐ 防疫服 ☐ 手袋 ☐ シューズカバー ☐ 使い捨てキャップ ☐ 防塵マスク ☐ その他（ ）
2	臨床検査用器材 ☐ 懐中電灯 ☐ 白布等 ☐ その他（ ）
3	簡易検査用器材 ☐ 簡易検査用検査キット ☐ タイマー ☐ その他（ ）
4	病性鑑定材料採取用器材 ☐ はさみ ☐ メス ☐ ピンセット ☐ 材料保存液 ☐ シリンジ（針付き） ☐ 採血管 ☐ 綿棒 ☐ アルコール綿 ☐ 保温資材 ☐ 保冷資材 ☐ クーラーボックス ☐ 病性鑑定材料輸送箱 ☐ ビニールシート ☐ その他（ ）
5	連絡及び記録用器材 ☐ 携帯電話 ☐ ボールペン ☐ 鉛筆 ☐ 各種様式用紙 ☐ デジタルカメラ ☐ 画像送受信機 ☐ 地図 ☐ その他（ ）
6	消毒要器材 ☐ バケツ ☐ ブラシ ☐ 消毒液 ☐ 噴霧消毒器 ☐ その他（ ）
7	その他 ☐ ガムテープ ☐ ビニールテープ ☐ 油性マーカー ☐ カッター ☐ ハサミ ☐ カラースプレー ☐ ビニール袋 ☐ 立入禁止看板 ☐ 着替え ☐ 食料品 ☐ その他（ ）

[簡易検査陽性以降の事前準備チェック表（１／２）]

チェック	作業内容
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	地図の作成（責任者： ） 1 発生地（農場等）の確認 2 制限予定区域全域の地図 3 主要幹線道路が明瞭な拡大地図 4 発生地と近隣の地図 5 埋却予定地及び周辺の地図 6 その他（ ）
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	必要事項の地図への記載（責任者： ） 1 発生地及び周辺農場 2 家きん関連施設 3 消毒ポイント予定地 4 埋却予定地 5 集合基地及び仮設基地 6 現地対策本部 7 その他（ ）
☐ ☐	現地対策本部に関すること（責任者： ） 1 現地対策本部の設置（県対策本部と同時） 2 現地対策本部緊急防疫対策会議の開催
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	防疫指導班（責任者： ） 防疫作業計画の策定 （「鳥インフルエンザ初動防疫事前調査」の結果を参考に策定） 1 と殺から移動制限の解除までの作業工程表の作成 2 初動防疫に関する手法等の策定 （１）と殺方法等の動線の確認 （２）搬出・運搬方法（家きん舎から埋却地までの動線、使用機材・重機等） （３）清掃・消毒方法（使用薬液、散布方法、水源確認等） （４）埋却方法（シート使用、ガス対策等）、汚染物品処理方法 （５）その他（ ）
☐ ☐	集合基地及び仮設基地の選定（責任者： ） 1 集合基地 発生地（農場等）に近く、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等） 2 仮設基地 発生地（農場等）の隣接地で、コンテナやテント等を設置できる場所

[簡易検査陽性以降の事前準備チェック表（２／２）]

チェック	作業内容
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	埋却予定地の選定（責任者： ） 1 発生農場の敷地内又は隣接地等とし、以下の条件を満たす場所 （１）人家、飲料水（井戸）、河川及び道路に近接しない （２）日常、人及び家きん等が近接しない （３）水源への影響がない （４）最低４ｍ程度の掘削が可能である （５）埋却後３年以上発掘禁止。洪水、崩落の可能性がない （６）機械（特に重機）、資材の搬入が容易であること
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	消毒ポイントの選定（責任者： ） 1 主要な幹線道路上（利用状況を勘案）で以下の条件を満たす場所 （１）大型車両の誘導、停止可能なスペースを有する （２）車両の出入りに、視界が確保できる （３）交通渋滞を引き起こさない （４）機材等を設置できる （５）周辺環境（騒音・水質汚濁等）に十分に配慮すること （６）水の確保及び運搬方法（ ） 2 制限区域内の高速道路のインターチェンジ
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	防疫措置従事者・資材確保の準備（責任者： ） 1 防疫措置従事者等 「鳥インフルエンザ初動防疫に係る動員例」、 下記項目必要人員数算出 2 資材 「発生農場と埋却場所における必要資材一覧」、 下記項目必要資材数量の算出及び家保の備蓄状況の確認 （１）家きんのと殺（防疫措置従事者・資材） （２）死体等の埋却（防疫措置従事者・資材） （３）消毒ポイント（２１日分）（防疫作業員・資材） （４）発生状況確認検査（家畜防疫員等・資材） （５）防疫措置従事者等の人員を要請する関係機関への連絡準備 （６）資材注文・レンタルの連絡準備 （７）その他（ ）
☐ ☐ ☐	疫学関連施設の選定（責任者： ） 1 関連農場のリスト作成（人・車両等の移動） 2 関連施設のリスト作成 食鳥処理場、ＧＰセンター等、ふ卵場、堆肥関係施設等 3 その他（ ）

鳥インフルエンザ初動防疫事前調査票

鳥インフルエンザ初動防疫事前調査票

調査者

農家指名

農場住所

飼養羽数

農場周辺見取り図

(仮設基地から農場までの動線、テント・目張り設置場所、消毒用動噴設置場所、搬出箇所など明記)

○と殺・清掃・消毒

必要資材

・と殺

台車	台	段ボール	個
90L ポリ容器	個	ガムテープ	巻
コンテナ (ポリ容器収容)	個	ビニール袋 (90ℓ)	枚
炭酸ガスボンベ	本	カッター	本
ガスキャリア	台	結束バンド (インシュロック)	本
ガス交換用スパナ	本	荷崩れ防止用ビニール	巻
ドライホーン	本	マジック	本
コンパネ	枚	ボイド紙	本
フレコンバッグ (1t)	枚	タモ網	本
搬出用ビニールシート (5×100m)	枚	フック	本
搬出用ビニールシート (10×10m)	枚	その他	

・評価

評価台帳	枚	ボールペン	本
座版	枚	カメラ	台

・清掃

竹ぼうき	本	角スコップ	本
一輪車	台	掻取り用器具（ホー）	本
フレコンバッグ（500 kg）	枚	ちりとり	個
フレコンバッグ（1t）	枚	その他	

・消毒

消石灰袋（1 kg/m²）

、逆性石けん

必要重機

ローダー	台	（うち農場所所有	台）
ボブキャット	台	（うち農場所所有	台）
フォークリフト	台	（うち農場所所有	台）
ダンプカー	台	（うち農場所所有	台）
動力噴霧器・タンク	セット	（農場内＋農場出入口用）	
投光器	台		
その他			

○埋却

必要資材

埋却用ブルーシート（10m×10m）	枚	消石灰	袋
L 型アンカーピン等	本	その他	
ハンマー	本		

必要重機

パワーショベル	台	（うち農場所所有	台）
ラフタークレーン	台		
その他			

○その他

必要資材

テント	張	簡易トイレ	台	耐圧ホース	巻
防疫服等	人分	トイレットペーパー	巻	その他	
ゴミ袋	枚	20L タンク（水）	個		
ガムテープ	巻	フレコンバッグ（1t）	枚		
マジック	本	カッター			
キッチンペーパー	巻	ロープ（6m～12m）			
ガソリン缶	個	ラッカーズプレー			
ブルーシート	枚	うがい薬			
ストーブ	台	紙コップ			
灯油缶	個	拡声器			

農場概要図

農場概要図

【家きんの用途】

【飼養状況等】

家きん舎名	飼養羽数	日齢	家きん舎				排せつ物堆積日数
			構造	長さ	通路幅	通路本数	

【G P】

【家きん卵残量】

【飼料タンク】

家きん舎、管理棟、排せつ物処理施設などを記入
家きん舎の外形【縦・横、出入口、家きん舎間距離など】記入

(別記様式 3) 病性鑑定依頼書

(別記様式 3)

病 性 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門 所長 殿

鹿児島県中央家畜保健衛生所
所長 ○○ ○○

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり (様式 2-1 を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

（別記様式 4）プレスリリース

（別記様式 4）

プレスリリース

年 月 日
鹿 児 島 県

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の （疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が県内で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家さんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：鹿児島県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 〇〇羽

2 経緯

- （1）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- （2）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- （3）同研究部門による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に受け入れる。
- (5) と殺・埋却等の防疫措置を迅速かつ的確に実施するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を受け入れる。
- (6) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を受け入れる。
- (7) 生産者等の関係者に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (8) 関係機関・団体と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵をたべることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

(別記様式 5) と殺指示書

(別記様式 5)

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

鹿児島県〇〇家畜保健衛生所
所長 〇〇〇〇

あなたが所有する（管理する）次の家さんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

なお、迅速かつ適切なと殺の実施が困難である場合には、法第 16 条第 3 項の規定に基づき、当該指示に代えて、家畜防疫員がと殺を実施する。

家さんの所在する場所

家さんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）により審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家さんについては、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

制限の対象外に関する協議書【(対象物の移動の制限) 農場等→家保】

移動制限の対象外協議書

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

氏名又は名称
住 所

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染防疫指針の制限対象外措置により、下記の対象物を移動したいので、申請します。

記

- 1 家きんの種類：☐ 肉用鶏
☐ 採卵鶏
☐ 種鶏
☐ その他（ ）
- 2 移 動 対 象：☐ 家きん
☐ 家きん卵（種卵除く）
☐ 種卵
☐ 初生ひな（移動制限区域内の農場から出荷された種卵由来）
☐ 初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵由来）
☐ 家きんの死体
☐ 家きんの排せつ物
☐ その他（ ）
- 3 移動元 名称：
住所：
区域：☐ 移動制限区域 ☐ 搬出制限区域 ☐ 制限区域外
- 4 移動先 名称：
住所：
区域：☐ 移動制限区域 ☐ 搬出制限区域 ☐ 制限区域外
- 5 移動年月日：
- 6 利用消毒ポイント：
- 7 備 考：

移動制限の対象外協議書(記載例)

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

氏名又は名称 (株)鹿児島養鶏
住 所 〇〇市△△町×××

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染防疫指針の制限対象外措置により、下記の対象物を移動したいので、申請します。

記

- 1 家きんの種類：☐ 肉用鶏
☒ 採卵鶏
☐ 種鶏
☐ その他（ ）

該当する種類にチェック
(その他の場合は()内に種類記載)

- 2 移動対象：☐ 家きん
☒ 家きん卵（種卵除く）
☐ 種卵
☐ 初生ひな（移動制限区域外）
☐ 初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵由来）
☐ 家きんの死体
☐ 家きんの排せつ物
☐ その他（ ）

該当する種類にチェック
(その他の敷料、飼料、飼養器具の場合は()内に種類記載)

- 3 移動元 名称： 〇〇農場
住所： 〇〇市△△
区域：☒ 移動制限区域 ☐ 搬出制限区域 ☐ 制限区域外
(複数農場を同時に申請する場合は「別添リストに記載」とし、別添リスト表に記載)

- 4 移動先 名称： ××GPセンター
住所： 〇〇市□□
区域：☐ 移動制限区域 ☒ 搬出制限区域 ☐ 制限区域外
(複数の移動先がある場合は「別添リストに記載」とし、別添リスト表に記載)

- 5 移動年月日： 〇月〇日から制限区域解除まで

- 6 利用消毒ポイント： 県●番消毒ポイント
(家畜保健衛生所からルート図の提出が必要と言われた場合は、「別添ルート図の通り」と記載)

- 7 備考： (特記事項があれば記載)

制限の対象外に関する協議書【(対象物の移動の制限) 県家防課→国】

事 務 連 絡
年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室長 殿

鹿児島県農政部家畜防疫対策課長

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫措置について（協議）

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第●の●の（●）に基づき移動制限区域内／搬出制限区域内の◆◆◆◆◆を◆◆◆◆◆することについて、病原体の拡散防止措置の状況等を確認し、下記のとおり対象外措置をとることについて協議します。

記

1 協議内容

2 対象施設と所在地
別紙のとおり

3 移動、搬出、出荷のための措置
防疫指針第▲の▲の（▲）に定める措置を講ずる。

4 添付資料

- (1) 対象農場、移動/搬出/出荷先、利用する消毒ポイントの名称及び住所
- (2) 移動ルート図
- (3) その他

4 備考

- (1) ◆◆は、臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査により全て陰性を確認した後に出荷する。【←※移動制限区域内の家きん/家きん卵/種卵の出荷である場合】
- (2) ▼▼から▼▼への移動ルート上には消毒ポイントを設置可能な場所がないことから、移動中における消毒ポイントを利用した運搬車両の消毒は省略し、移動前後の消毒を徹底する。【←※移動ルート上に消毒ポイント設置可能場所がない場合】

(別記様式6) 移動制限除外証明書

(別記様式6)

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：〇年〇月〇日に鹿児島県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

- 1 禁止又は制限の対象外となる家きん等：初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物
その他（ ）
- 2 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
- 3 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

(留意事項)

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

証明書発行時の注意

留意事項については、対象物に応じ、記載内容を変更すること。

制限の対象外に関する協議書【(開催等の制限) 施設等→家保】

移動制限の対象外協議書

年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

氏名又は名称

住 所

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染防疫指針の制限対象外措置により、下記の施設の事業を再開したいので、申請します。

記

- 1 施設の種類：☐ 食鳥処理施設
☐ G P センター
☐ ふ卵施設
☐ その他（ ）
- 2 施設 名称：
住所：
- 3 備 考：

(別記様式 9) 制限の対象外に関する協議書【(開催等の制限) 県家防課→国】

(別記様式 9)

事 務 連 絡
年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室長 殿

鹿児島県農政部家畜防疫対策課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家
きん集合施設の開催等の制限の対象外について (協議)

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに
関する特定家畜伝染病防疫指針 (以下「防疫指針」という。) 第 10 の 4 の (2) の
要件を確認し、移動制限区域内の液卵加工場を事前に対象外措置とすることについ
て、下記の通り協議します。

記

1 対象施設

住 所 :

施設名 :

2 協議内容

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定
される移動制限区域内に対象施設が入った場合、防疫指針第 10 の 1 に示す「家
きん集合施設の開催等の制限」の対象外とする。

3 対象外とする為の措置

(1) 防疫指針第 10 の 4 の (2) に示す GP センター等の再開の要件及び再開
後の遵守事項について、同等以上の措置が講じられていることを事前調査※
し、ウイルス拡散の可能性がないことを確認する。

(2) 当該施設が実際に移動制限区域に位置した場合は、再度電話連絡等により、
原卵の受入及び消毒対応状況等について確認する。

4 添付資料

GP センター等の再開の要件及び再開後の遵守状況の確認資料

※毎年 5 月から 9 月末まで 1 回は立入検査により当該状況を確認すること。

開催等の制限除外証明書

開催等の制限除外証明書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴い、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第33条（第34条）の規定により開催等の制限となっていた次の施設等については、制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

- 1 開催等の制限の対象外となる施設等：
（食鳥処理場・GPセンター・液卵加工場・ふ卵場・その他（ ））
- 2 施設等の名称及び住所：
〇〇工場（〇〇市〇〇町〇〇）

証明書発行時の注意
再開後の遵守事項については、対象施設
に応じ、記載内容を変更すること。

【再開後の遵守事項】

- ① 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- ⑤ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。
- ⑥ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑦ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- ⑧ 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。
- ⑨ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

道路占用許可申請書

許可申請
道路占用 書
協 議

新	更	変	指令	第	号
規	新	更		年	月 日

年 月 日

鹿児島県知事 殿

〒
住所
氏名

担当者
TEL

第32条 許可を申請
道路法 の規定により します。
第35条 協 議

占用の目的					
占用の場所	路線名			車道 ・ 歩道 ・ その他	
	場所				
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間			占用物件の構造	
工事の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 間			工事実施の方法	
道路の復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

- 「許可申請」「第32条」「許可を申請協 議」、第35条」及び「協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|---|---|---|
| 新 | 更 | 変 |
| 規 | 新 | 更 |

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請人が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路使用許可申請書

署 長		副 署 (次)長		地 交 官	
課 長		代 理		主 任	係

県収入証紙 貼 付 欄

本件道路使用許可申請を許可してよろしいか

道路使用許可申請書

警察署長 殿 年 月 日
住 所
申請者
氏 名

道路使用の目的			
場 所 又 は 区 間			
期 間			
方 法 又 は 形 態			
添 付 書 類			
現 場 責 任 者	住 所		
	氏 名	電話	

占有許可の有無

有・無

番号

第 号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

警察署長 印

- 備 考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名と記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 教 示
- 1 この処分に不服がある場合には行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会(交通規制課経由)に対して審査請求をすることができる。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表とする者は鹿児島県公安委員会となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

申請書等の手続き案内

様 式 の 名 称	道路使用許可申請書
手 続 き の 内 容 ・ 資 格 等	以下の道路交通法第77条第1項の定めに該当する各行為に該当する場合に申請できます。 ○ 1号許可……道路工事，管路埋設工事，軌道工事，こ道橋工事，架空線工事，マンホール作業，ゴンドラ作業，採血等作業，搬出入等作業 等 ○ 2号許可……石碑・銅像等の設置，公衆電話ボックス等の設置，街路灯・消火栓等の設置，路線バス停留所等標示施設の設置，立看板・掲示板・その他広告板の設置，横断幕・飾付け等の設置，舞台・やぐら等の設置 等 ○ 3号許可……露店，屋台店，靴修理及び靴磨きの類，商品棚，商品台又は宣伝用陳列棚の類 ○ 4号許可……みこし・だし等，ロケーション，撮影会，競技会，仮装行列・パレード等集団行進，消防・避難訓練等，広告・宣伝等，車両街宣，宣伝物交付 等 その他詳しくは，警察本部交通規制課，最寄りの警察署交通課又は幹部派出所でお尋ねください。
根拠となる条文	道路交通法第78条第1項
手 数 料	2,400円（鹿児島県収入証紙） ※ 証紙は警察署等敷地内にある交通安全協会で購入できます。
受 付 期 間 等	受付期間：月曜日から金曜日（祝日，年末年始を除く。） 受付時間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については，申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 証紙販売時間については，申請先の警察署等にお尋ねください。 ※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますので申請先の警察署へお尋ねください。
受 付 窓 口	道路を使用する場所を管轄する警察署交通課又は幹部派出所に提出して下さい。 ※ 幹部派出所の取扱いについては，幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については，「警察署の管轄について」をご参考ください。
添 付 書 類	審査時，必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。
備 考 (注意事項等)	○ 申請書等に押印は不要です。 (警察署で配布を受けた申請書様式には『@』及び『捨印』の記載がありますが，この様式についても押印の必要はありません。) ○ 申請書については，それぞれ 1号・2号許可……3部 3号・4号許可……2部 を作成の上，受付窓口に出していただきます。 ○ イベント等を行う場合は，十分な時間的余裕をもって，事前にご相談ください。 ○ 当ホームページ掲載の申請書様式(Excel版)については，Excelのバージョンが異なった場合等に，備考欄及び教示欄の表示がずれることがあります，そのまま申請にお使いいただけます。(申請要件が記載されていれば，表示がずれていても支障ありません。)
問い合わせ先	鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 電話 099-206-0110 (内線5172・5173・5178)

車両消毒記録表

車両消毒記録表

○消毒ポイント【

】

担当者

(), ()
(), ()
(), ()

年 月 日

番号	実施時間	業者名	連絡先	車両番号	積載物・目的	備考
1	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
2	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
3	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
4	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
5	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
6	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
7	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
8	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
9	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
0	:				牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	
例	16:30	○○運送	0995 62-3070	12-34	①牛・豚・家さん・飼料・生乳・堆肥 死亡獣畜・その他()	

車両消毒済証明書

車両消毒済証明書

鹿児島県

月 日	車両ナンバー		
	消毒ポイント【〇〇〇〇】 	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 〇〇:〇〇	時間 :	時間 :
	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 :	時間 :	時間 :
	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 :	時間 :	時間 :
	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 :	時間 :	時間 :

(別記様式 7) 鳥インフルエンザ予防液受領書

(別記様式 7)

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

鹿児島県知事 [知事名]

年 月 日付け農林水産省令 消安第 号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与
指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名	鳥インフルエンザ予防液		
数 量	型 (ロット番号)	本 (	ドーズ)

(別記様式8) 鳥インフルエンザ予防液使用報告書

(別記様式8)

鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

鹿児島県知事 [知事名]

年 月 日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 受領数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)
- 2 使用数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)
- 3 残 数 量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

うち処分数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

処分理由：

- 4 返還数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射羽数		備考 (注射反応等)
		家さんの種類	羽数	
	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		
県 計	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		

※ 家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接触家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。

※ 鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。

輸送申告書兼チェックリスト（JAL）



生物由来物質 カテゴリ-B = UN 3373（非危険物）

輸送申告書 兼 チェックリスト

下記申告内容は全て正確であり、航空法、関連規則に従って行われています。

項目	申告内容 F-DG 6910	書類 チェック欄	貨物 チェック欄
品名、国連番号	生物由来物質 カテゴリ-B		
分類、区分	危険物ではないので該当せず。		
ドライアイスの有無 (右欄 選択記入)	☐ ドライアイス なし。 ☐ ドライアイス ()kgs。		
容器及び包装等	650		
内装容器 等 (右欄各項目を確認の上、レを記入。)	☐ 物質は液体で1リットル、固体では外装容器の容量を超えない防水性の第一次容器に収納。 ☐ この第一次容器を吸収材または緩衝材で保護して防水性の第二次容器に収納。 ☐ この第二次容器をさらに緩衝材で保護して外装容器に収納、即ち、三重包装。		
外装容器	()製の() (材質および形状を記載。)		
外装容器内の内容量	()(液体4リットル、固体4kgsが限度。)		
運送状への記載	1、UN3373 及び生物由来物質カテゴリ-B を記載。 2、ドライアイスありの場合その重量。		
外装容器への記載。	 <ダイヤモンド型>のマーク 1、「生物由来物質 カテゴリ-B」 2、ドライアイスありの場合、UN1845、重量、 「その他の有害物件」ラベル S		
個数	上記の包装物が()個		
荷送人の住所、 氏名、電話番号	(ドライアイスありの場合のみ)		
荷受人の住所、 氏名、電話番号	(ドライアイスありの場合のみ)		
貨物の状態	☐ 良好 ☐ その他()		
貨物運送状番号	J-()		
荷送業務実施部門の組織名、責任者名、電話番号		受託確認者、時間	